

京都市告示第384号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成24年12月26日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
七味六兵衛	京都市上京区御前通下立売下る下之町404番1(一部)
北岡邸	京都市上京区榎木町通油小路西入西山崎町236番2
田中邸 (近江屋吉兵衛)	京都市下京区室町通五条下る大黒町212番 鍵屋町通烏丸西入鍵屋町326番1, 327番1
千歳邸	京都市伏見区阿波橋町401番, 402番(一部)
松村邸	京都市中京区六角通烏丸西入骨屋町155番 烏丸通三条下る饅頭屋町611番4
中村邸	京都市東山区新門前通大和大路東入二丁目中之町247番
西川仁右衛門	京都市左京区岡崎円勝寺町91番24, 91番25

(都市計画局都市景観部景観政策課)